

# 安全報告書

( 2025年度 )

本安全報告書は、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき作成したものです

 朝日航空株式会社

## 目 次

はじめに	2
1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項 (航空法施行規則 第 221 条の 6 第 1 号)	3
1-1 安全方針	
1-2 コミットメント	
1-3 経営理念	
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項 (航空法施行規則 第 221 条の 6 第 2 号)	4
2-1 安全確保に関する組織及び人員	
2-2 日常運航の支援体制	
2-3 使用している航空機に関する情報	
3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項 (航空法施行規則 第 221 条の 6 第 3 号)	11
3-1 トラブルの種類別発生件数	
3-2 トラブルの概要及び対応状況	
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 (航空法施行規則 第 221 条の 6 第 4 号)	12
4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導	
4-2 情報の伝達及び共有に関する事項	
4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項	
4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項	
4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項	
4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項	
4-7 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況	
4-8 2026 年度の安全目標	

## はじめに

平素より、朝日航空株式会社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

「2025 年度朝日航空株式会社安全報告書」を作成いたしましたので、ぜひご一読いただき弊社の安全に関する取組みについてご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

2025 年度の活動におきましては、航空事故、及び重大インシデントの発生は無く、安全目標を達成することが出来ました。

2025 年度は、過去 2022 年度、2023 年度と二年連続して操縦士訓練事業の際に重大インシデントを発生させたことから、その際に講じたハード面とソフト面における再発防止の”継続”にしっかり取り組んでまいりました。

また、加えてヒューマンエラーの発生を抑制するために、「ヒヤリハット報告」を積極的に出して、共有する取組みに注力し、目標値以下に抑えるよう努めてまいりました。

今後もこれに満足することなく、引き続き、安全活動の更なる”継続”と”強化”に取り組んでまいります。

2026 年度、私達は安全目標の達成継続に向けて、自ら構築した安全諸施策を着実に実行する活動を強力に進めてまいります。

また、全社員が安全に関する全ての情報を共有し、積極的に安全活動への参加と推進を実行することが組織の最優先事項である、との安全方針の下、「迷ったら一旦停止、安全を確認し再開する」をスローガンに安全の確保を実現してまいります。

今後とも皆様のお引き立てを賜ります様、宜しくお願い申し上げます。

2026 年 6 月 1 日

朝日航空株式会社  
代表取締役社長 庄島 広孝

## 1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

### 1-1 安全方針

会社は法令を遵守し、安全の確保を組織の最優先事項にする。

### 1-2 コミットメント

安全の確保は事業運営の至上命題であり、社会的使命である。  
社員全員が安全に関するすべての情報を共有し、安全活動に参加することによって安全を確保することを宣言する。

### 1-3 経営理念

エアロトヨタグループの一員である弊社は、「経営理念」「エアロトヨタグループ企業行動憲章」を遵守・実行し、安全訓を見つめ真摯に取り組んでまいります。

#### 経営理念

- (1) 安全と信頼によるお客様満足の追求
- (2) 変化とスピードによるビジネスの推進
- (3) 人を活かし人を育てる

### 朝日航空 安全訓

### 「基本の確行」

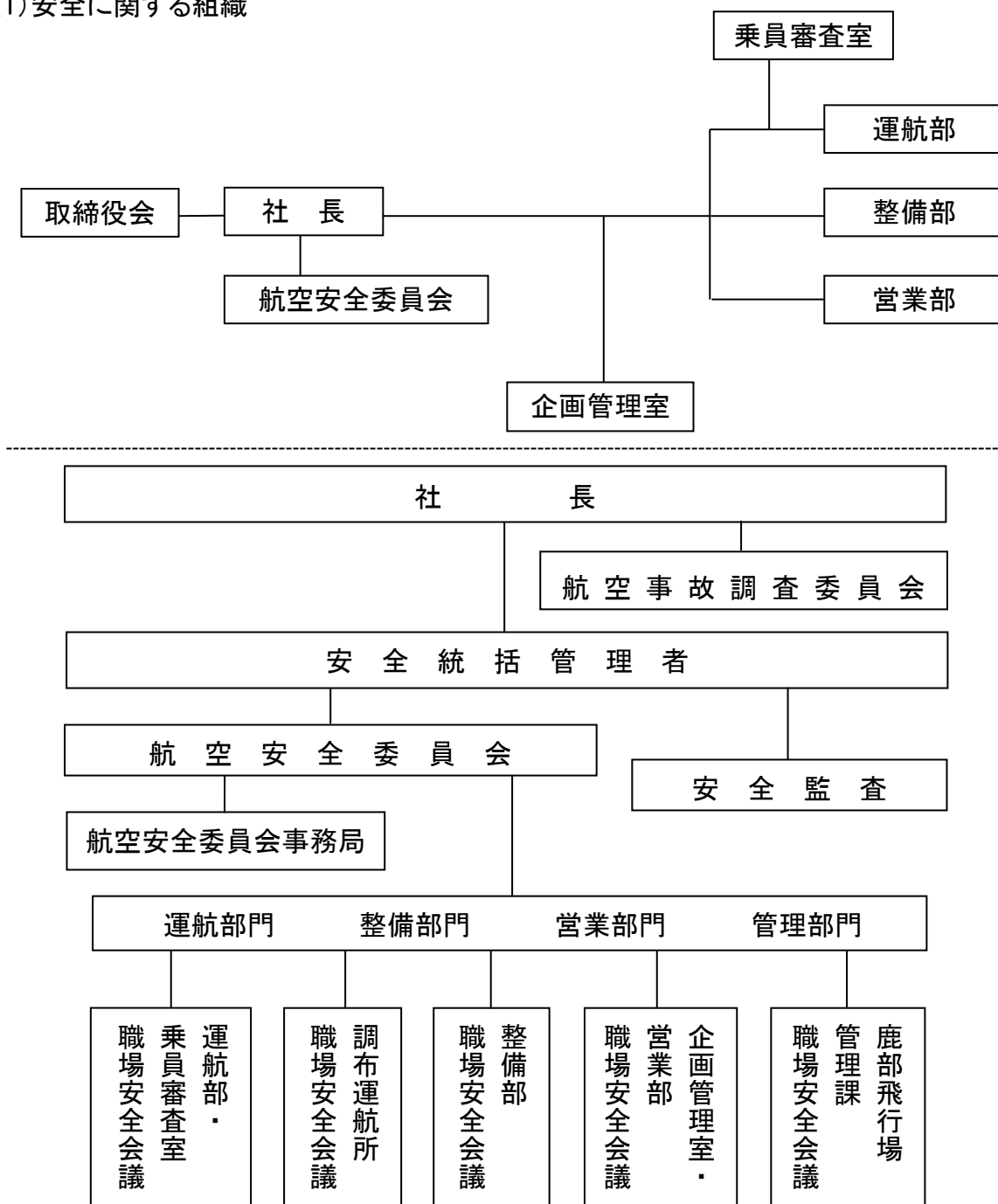
やるべき事は確実にやり  
やっではない事は決してやらない

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

当社事業を実施するに際し、運航・整備の安全及び業務の円滑な遂行を図る事を目的として安全管理規程を制定し、各部門の責任と権限を明確にした安全管理システムを構築しています。

### 2-1 安全確保に関する組織及び人員

#### (1) 安全に関する組織



## (2) 経営の最高責任者(社長)による輸送の安全の確保に係る責務

- ① 安全に対するコミットメントを行なう。
- ② 安全は経営の最優先事項である旨を含めた、安全方針を明示する。
- ③ 安全管理体制が適切で、妥当性があり、かつ有効に機能するために安全管理体制を定期的に見直し、継続的に改善を行なう。
- ④ 安全管理を統括する安全統括管理者を指名する。
- ⑤ 安全施策・安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。
- ⑥ 安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行なう。
- ⑦ 安全の推進に必要な経営資源の確保と配分を行なう。

## (3) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項、権限及び責務

安全統括管理者は、安全施策・安全投資の決定といった安全に関する重要な経営判断に直接関与できる管理的地位にある者で、かつ航空運送事業の管理の総括に関する業務経験を3年以上有する者の中から経営の最高責任者(社長)が任命し以下の権限及び責務を付与する。

- ① 安全管理の取組みの統括管理者である。
- ② 安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行なう。
- ③ 安全施策・安全投資、飲酒対策などの重要な経営上の意思決定に直接関与する。
- ④ 安全に関する重要事項について経営の最高責任者(社長等)に報告する。
- ⑤ 事故・インシデントが起きた場合、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行なうために、社内体制の設置の発動を行なう。
- ⑥ 関連部門の組織長への安全に関する助言、勧告、援助を行なう。
- ⑦ 「国土交通省 航空従事者の飲酒に関する基準」による飲酒対策を統括管理する。

## (4) 各組織の機能・役割

### ① 安全統括管理者

安全管理の取組みの統括管理者であり、安全管理体制の継続的な改善を推進し、安全の監視を行うと共に、安全に関する重要事項について、経営の最高責任者に報告します。

## ② 航空安全委員会

会社の安全体制を向上させ、運航の安全をより一層図るため、安全上必要と認められる諸施策を推進し、航空事故を防止することを目的として設置されています。

当委員会は、社長直属の組織であり、安全統括管理者を委員長とし運航部門整備部門、営業部門、企画管理部門の部門長等により構成され、毎月1回開催し、安全に係る事案の共有と認識の一致を図ると共に、安全に係る事案についての意思決定を行います。

## ③ 航空事故調査委員会

航空機に関する事故・インシデントの原因を公正に調査・分析し、同種事故・インシデント等の再発防止に資することを目的として設置されています。

取締役を委員長に、運航部長、整備部長、営業部長、企画管理室長等により構成されます。委員会は、関係者からの聞き取り調査及び関係物件の調査を行う権限を有し、調査終了後は調査の過程及び結果を社長に報告します。

## ④ 部門組織長

部門、組織の安全に関する取組みの実行責任者であり部門内、組織内で安全に関する業務及び法的要件や会社の規程・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。不備が認められた場合は、それを是正すると共に、安全統括管理者に必要な報告を行います。

## ⑤ 航空安全担当者

航空安全委員会から示された安全活動方針に基づき、各職場の長が指示した具体的施策の実行状況の点検を行います。

また、毎月1回職場安全会議を開催し、各職場の不安全事項、不具合、インシデント等の分析・再発防止策・予防策等を討議します。

## ⑥ 運航部

運航業務全般を統括し、航空安全に関すること、運航計画の調整及び実施に関すること、航空法・電波法等関係法令、通達等に基づき航空運送事業及び航空機使用事業の航空機の運航に係る業務全般を所掌します。

⑦ 整備部

自社機の整備・改造作業全般及び資材の調達、これらの業務能力維持向上のための教育の計画とまとめ並びに整備関連許認可の維持・管理等、品質管理全般、在庫管理全般を所掌します。

(5)各組織における人員数 (2026.3.31 時点)

航空安全委員会	航空事故調査委員会	航空安全担当者
17 名 <sup>※1</sup>	5 名 <sup>※2</sup>	4 名

※1 内2名は事務局員

※2 招聘者により人数は変動

(6)航空機乗組員及び整備従事者の数 (2026.3.31 時点)

航空機乗組員	整備従事者
26 名	20 名

(7)運航管理担当者及び有資格整備士の数 (2026.3.31 時点)

運航管理担当者	有資格整備士
21 名	16 名 ※

※ 内、確認整備士 10 名

2-2 日常運航の支援体制

(1)航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領」、「整備規程審査要領」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領」に基づき、社内規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

① 航空機乗組員

◆ 定期訓練

「運航上必要とする知識」及び「使用機に関する知識」を維持向上させるために年1回訓練を実施しています。

◆ 定期審査

運航に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

② 整備従事者

◆ 定期教育訓練

法規及び各規程類の改訂に対する対応、TCD(耐空性改善通報)及びサービスブリティン(技術通報)等の技術資料の内容、不具合及び処置方法、その他整備作業に必要な情報について、2年毎に訓練を実施しています。

③ 運航管理担当者

◆ 定期審査

運航管理に必要な知識及び能力を有していることを確認するために年1回審査を実施しています。

(2) 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制

① 発生情報報告

安全に係る事象は、エアロトヨタグループのネットワークを活用し、社内ポータルサイトに設置の報告システム「発生情報アプリ」により、報告・収集されます。

収集された情報に基づき事象分析のうえ再発防止策あるいは予防措置を策定して安全を確保しています。

尚、本システムの情報は、全社員で共有しています。

② 職場安全会議

各職場において航空安全担当者が中心となって毎月開催され、職場の問題点や安全上のトラブルについて、再発防止あるいは予防の観点から対応策の検討や注意事項の確認が行われます。

会議の議事録は航空安全委員会に報告され、必要により同委員会から更なる対応の指示が出されます。

③ 航空安全委員会(会議)

役員及び部門組織長が中心となって毎月開催され、発生情報を基にしたリスクアセスメントの実施、職場安全会議の議事内容の確認を含め、安全に係る事案についての意思決定を行っています。

④ 安全監査

経営トップ、安全統括管理者、航空安全委員会並びに運航部門、整備部門営業部門、企画管理部門、調布運航所、鹿部飛行場への安全監査を年1回以上実施しています。

安全監査では、安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合し、文章化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録が取られているか等を検証・確認しています。

(3)安全に関する社内啓発活動等の取組み

① 安全大会

毎年1回開催し、役員による安全訓示、有識者による安全に関する講演、過去の事故事例のレビュー、発生情報のレビュー、安全目標に関する取組み及び達成状況の発表、その他安全に関するプログラムを行い、安全管理に対する理解及び安全風土・安全文化の向上を図っています。

② 緊急事態模擬訓練

緊急事態を想定し、初動措置及び応急対策活動を演練することを目的として毎年1回以上実施しています。

③ リスクアセスメント

発生情報において収集した事象に対し、ハザードの特定並びにリスクの分析及び評価を行い必要に応じ対策を講じ、その対策の考課測定をリスクマネジメント実施要領に基づき毎月実施しています。

尚、航空安全委員会事務局がこれを纏め、航空安全委員会において報告を行っています。

④ 5S 活動

5S 活動を推進し、仕事の効率化、ヒューマンエラーの防止、労働災害の防止に全部門で取り組んでいます。毎月 1 回活動内容の報告を行っています。

⑤ 安全活動パトロール

役員等が各職場を定期的に巡回して、安全活動の実施状況の点検を行っています。点検結果の報告を航空安全委員会に行っています。

⑥ S・QDC (Safety・Quality・Delivery・Cost) 活動

安全確保を最優先に、品質向上・生産性向上を目指して、職場の改善提案活動を行っています。

2-3 使用している航空機に関する情報 (2026.3.31 時点)

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間	導入時期(年)	平均機齢(年)	救急用具装備状況
セスナ式 172P/S 型	4/4	4	356	1990 /2014	44/13	救命胴衣 (座席数分)
セスナ式 208型	3	10	275	2002	18	救命胴衣 (座席数分)
ビーチ クラフト式 G58型	3	6	326	2008	14	救命胴衣 (座席数分)

※ 固定式航空機用救命無線機を全機に一台搭載しています。

### 3. 航空法第 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

2025 年度に航空局へ報告を行った事象で、航空法第 111 条の 6 の規定に基づき安全報告書により公表が求められている航空運送事業に係る状況は以下の通りです。

#### 3-1 トラブルの種類別発生件数（2026.3.31 時点）

種 類	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
航空事故	0	0	0	0
重大インシデント	0 (1)	0 (1)	0	0
安全上のトラブル	0 (0)	0 (2)	0 (3)	0 (1)
合 計	0 (1)	0 (3)	0 (3)	0 (1)

\* 航空機使用事業に係る件数を ( ) 内に外数で記載しています。

#### 3-2 トラブルの概要及び対応状況

##### 発生した安全上のトラブル事案①（C172S 型）

訓練飛行において、右側燃料油量計の指示に振れが発生した。  
 指針の振れは通常指示位置から最小位置の間で数回発生し、不安定であった。  
 当該 FUEL LEVEL SENSOR の交換実施。

#### 4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

##### 4-1 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

今期、国からの命令、指導等はありませんでした。

##### 4-2 情報の伝達及び共有に関する事項

日常業務の状況を適確に把握するため、その遂行する事業全般において発生する安全に関する情報を不具合事象含め、社内ポータルサイトに設けた「発生情報アプリ」において、自発的報告として収集しています。

収集した情報は、報告者が不利益を被る事のないよう社内において扱い、夫々の事象についてリスクを分析・評価し「発生情報アプリ」に納め、全社員へ共有されるとともに許容できないリスクがあれば それを除去、回避、低減するための具体的な施策を立案・決定し航空安全委員会において現業部門等に展開され、各職場安全会議において口頭でも伝達されます。

##### 4-3 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項

航空法第104条、航空法施行規則第214条において、認可された運航規程並びに運航規程附属書運航業務実施規則に基づき、航空機乗組員及び運航管理従事者等が取るべき措置及び緊急事態に備えてあらかじめ取るべき措置を定めています。

また、緊急事態発生時の連絡・通報体制についても、運航規程附属書運航業務実施規則並びに「緊急時業務処理規」に従い対応します。

自然災害等が発生した場合の緊急連絡体制、応急処置手順等については「事業継続計画書」に定めています。

##### 4-4 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

安全監査(内部監査)は、年1回以上、安全統括管理者の指名する者が、航空安全委員会事務局の計画する手順及び内容に従い、運航、整備および安全に係る業務の基準や手順が法令、規程類に適合して文書化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、さらには必要な記録がとられているか等を検証・確認しています。

監査の結果は、航空安全委員会事務局にてまとめ、必要により是正措置を講じた上、被監査部門、経営トップ並びに安全統括管理者へ報告されます。

#### 4-5 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

安全管理システムを効果的に運営するために、安全管理規程及びその他必要な文書を制定し、維持するとともに、安全管理システム運営の実績を記録し、保管する。

管理については、航空安全委員会事務局が朝日航空ポータルサイト並びにサーバーにおいて、電子保管しています。

#### 4-6 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

航空安全委員会を毎月実施し、年間の纏めとしてマネジメントレビューを行い、安全管理体制に関する問題点および必要な改善策を検討し、安全管理体制の継続的な改善に取り組んでいます。

#### 4-7 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況

##### (1) 2025 年度安全に関する目標の達成状況

###### ① 航空事故・重大インシデント「ゼロ」

航空事故・重大インシデントは 0 件でした。

###### ② ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える 3 件以下

ヒューマンエラーによる不具合の発生は 1 件でした。

###### ③ ヒヤリハット報告 35 件以上

ヒヤリハット報告は 40 件でした。

###### ④ コントロールできる故障不具合の発生を抑える 5 件以上

コントロールできる故障不具合の発生は 7 件でした。

(2) 安全に関する取組みの実施状況

① 安全大会

2026 年 3 月 25 日に開催しました。

この中で、過去の事故事例の紹介並びに乗員審査室教官による「ヒューマンファクター」に関する安全講和があり、安全への認識を新たにしました。

② 緊急事態模擬訓練

操縦訓練機が訓練飛行中にエンジン不調となり、不時着する事態を想定し、指示命令系統、定められた行動、報告、連絡などの体制並びに前年度報告された問題点の改善状況について確認する訓練を 2026 年 2 月 26 日に実施しました。

③ 安全監査

2025 年 12 月に、安全管理規程第 5 章に基づく監査を実施しました。

その他の安全に関する取組みは、本報告書 2-2(3)「安全に関する社内啓発活動等の取組み」に記載しております。

4-8 2026 年度の安全目標

2026 年度安全目標を下記の通り定めました。

この目標を達成するために社員全員がベクトルを合わせ取組んでまいります。

1. 航空事故・重大インシデント	「ゼロ」
2. ヒューマンエラーによる不具合の発生を抑える	3 件以下
3. ヒヤリハット報告	35 件以上
4. コントロールできる故障不具合の発生を抑える	6 件以上

## 安全目標の取組み

### 1. 我々の行動の原点

#### ① 基本の確行

やるべきことは確実にやり

やってはいけないことは決してやらない

#### ② あるべき姿の再確認とその実践

### 2. 我々はこれらの具体的安全施策を実践します

#### ① 各種法令、規程、管理基準を順守します

#### ② 違和感や不安全の兆候を感じ取ったら、立ち止まり不安全要素を排除してから進みます

#### ③ 発生情報を活用して、事象の共有とリスクアセスメントによる対策を実践し再発防止に努めます

以上